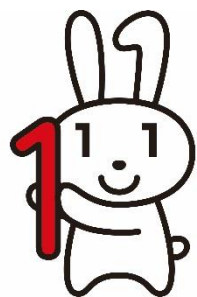


マイナンバーカード取得促進のための 先進事例集(その3)



マイナ
ちゃん

平成30年3月16日
総務省自治行政局住民制度課



マイキー
くん

目次

【申請時来庁方式を活用した積極的な申請促進】

- ①申請時来庁方式の活用①(常時、来庁者向け、郵送申請)(群馬県伊勢崎市)..... 1p
- ②申請時来庁方式の活用②(随時、庁舎内外で可、オンライン申請)(福島県福島市)..... 2p
- ③申請時来庁方式の活用③(特定日時、庁外公共施設・不特定多数対象、郵送申請)(群馬県伊勢崎市)..... 3p

【税申告会場の機会を捉えた取得促進】

- ①マイナンバーカード持参者専用受付窓口の設置(鹿児島県奄美市)..... 4p

【ライフスタイルやICTリテラシーに応じた申請・交付のサポート】

- ①学生を対象とした学校での申請窓口・交付窓口開設(宮崎県都城市)..... 5p
- ②高齢者による高齢者のためのマイナンバーカード取得支援(愛知県犬山市)..... 6p

○申請時来庁方式の活用①(常時、来庁者向け、郵送申請)

1. 概要

- 常時、申請時来庁方式による申請を受付し、顔写真撮影サービスをあわせて実施
特に、転入・転居届出(住民異動届出)等で通知カードを持参して来庁する場合に有効

2. ポイント(実施:平成28年8月～)

- 交付時来庁方式の課題
(住民側)写真の用意が手間
不慣れな端末入力に時間
(職員側)住民の来庁時間が予測不能
カード準備に時間



- 申請時来庁方式のメリット

- (住民側) 再度の来庁(待ち時間)・再度の書類提示が不要(①)
顔写真の準備不要(②)
- (職員側) 通知カード記載事項変更の省略(③)
申請者の来庁時刻に関わらず作業可(事務の平準化)(④)

(例: 転入・転居届出とカード交付申請手続)

	転入・転居届		カード交付申請		カード交付	
	住民	職員	住民	職員	住民	職員
交付時 来庁 方式	届出書記載 本人確認書類 通知カードの 持参・提示	通知カード 住所記載 変更 ③	顔写真の用意 申請書の記入 ↓ 郵送・スマホ・ PC等で申請	—	来庁、受付待機 本人確認書類、 通知カードの 持参・提示	交付通知書発送 来庁者カードの 準備 本人確認 カード交付
申請時 来庁 方式	住民 届出書記載 本人確認書類、通知カードの 持参・提示 カード交付申請書の記入		職員 顔写真撮影 本人確認 ②	住民 — (来庁不要)	職員 本人限定受取郵 便でカード交付 ④	①



3. 効果

申請	申請時来庁方式による申請受付数		〈参考〉 交付	全体交付枚数	
		うち届出と同時に申請			うち申請時来庁申 請からの交付枚数
H30.1月	294件※	81件	H30.1月	309枚	197枚※
H30.2月	257件※	90件	H30.2月	509枚	354枚※

※ 届出と同時に申請できなかった場合でも、常に申請時来庁方式で受け付けることとしているため、後日利用する者が多数存在

○申請時来庁方式の活用②(随時、庁舎内外で可、オンライン申請)

1. 概要

- マイナポータル用タブレット端末を使用し、顔写真の撮影を行い、そのままオンライン申請させる。あわせて本人確認及び通知カードの回収を行う(申請時来庁方式)。特に、マイナンバーを提示する必要がある税申告手続等の場合に有効。

2. ポイント

➢ 課題

必要書類の準備と申請又は交付のための来庁が住民にはハードル

➢ 実施詳細

・事前周知: 広報誌、HPで告知

↓

・平成30年2月6日～3月15日 税申告相談受付会場(各支所等の延べ43会場)で実施
(無料写真撮影サービス、オンライン申請サポート、本人確認、通知カード回収)

【実施に当たっての工夫】

オンライン申請後に再申請されていないことの確認が必要

(例: 申請者による写真の差し替え等を防止したい)

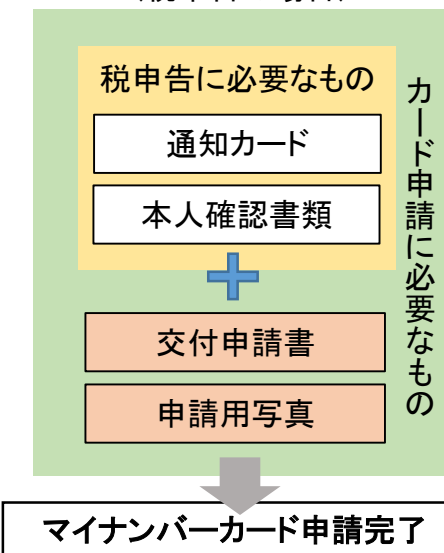
⇒ 市役所の端末からのみ申請させ、交付までの連絡は市役所が一括管理

(具体例) 「メール連絡用氏名」は「市設定の管理番号+氏名+生年月日の一部」を記載

「メールアドレス」は市役所のものを使用

カード交付前設定処理の際、カード券面と申請時登録情報の整合確認を実施

(税申告の場合)



3. 効果

申請実績 **236件(16日間、27会場)**

(住民側) 申請写真準備不要、交付のための再来庁不要

(職員側) 交付時のカード準備事務の負荷を平準化



※市民課窓口、事業所等に出張して同様に申請受付を実施

○申請時来庁方式の活用③(特定日時、庁外公共施設・不特定多数対象、郵送申請)

1. 概要

- 不特定多数の者が訪れる大型商業施設において出張窓口を開設、申請時来庁方式による申請受付
- 必要書類等の徹底した事前広報、マイナンバーカードに対する理解を深める多機能な出張窓口の開設

2. ポイント

【事前】周知広報

ポイント1
必要書類の徹底的な事前周知

- ・①本人確認書類、②通知カードが必要であることを周知
- ・市の広報紙・HPへの掲載、市内全域への回覧文書、報道発表(新聞掲載)

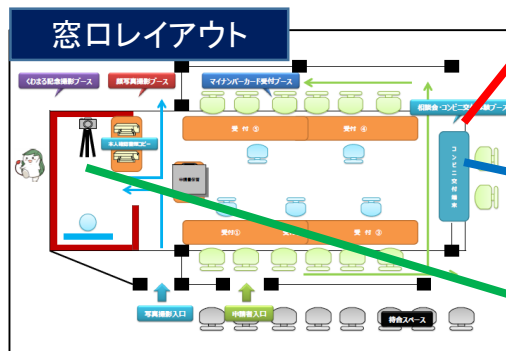
【後日】申請書チェック

- ステップ①:住基システムにおいて、4情報及びマイナンバーの確認【申請書記載内容の確認】
- ステップ②:住民票コードから申請書IDを検索(統合端末)、申請時来庁方式による専用管理簿を作成
- ステップ③:J-LISへの申請書送付
(→届いたカードを本人限定受取郵便で発送)

ポイント3 専用管理簿を作成(交付時に該当カードを容易に検索・特定可能)

【当日】出張窓口開設

- 日時:平成29年11月19日(日)、23日(祝) ※10時~16時
- 場所:市内2つの大型商業施設(いせさきガーデンズ、スマク伊勢崎)
- ・相談会、コンビニ交付体験、顔写真撮影を提供する多機能型の出張窓口



安心・安全

相談会を開催、
疑問や不安を解消



利便性

コンビニ交付体験
取得メリットを実感



サポート

顔写真撮影等
申請サポート

- ・手書用の交付申請書に、撮影した顔写真を添付
- ・4情報が確実に確認できる本人確認書類及び通知カードを持参した者のみを受付

ポイント2 必要書類の厳格確認
(後日の申請書チェックを効率的に行う条件)

3. 効果

- 累計受付実績(申請時来庁方式): **415件**
- 出張窓口受付時間:約5分/人(通常:10分/人)⇒**市民の負担軽減**
- 後日の申請内容の確認⇒**職員の事務の平準化**

○マイナンバーカード持参者専用受付窓口の設置

1. 概要

- マイナンバーカードを持参するとスムーズに本人確認及び番号確認ができるため、税申告会場において、持参者専用の受付窓口を設置
- あわせて、同じ手続会場でカード未所持者の交付申請に対応

2. ポイント

- ① 事前周知
マイナンバーカード持参者専用受付窓口では、手続に必要な本人確認及び番号確認がスムーズに行えることをホームページにて広報
- ② 会場レイアウト
A: マイナンバーカード持参者専用
B: 一般用(誰でも利用可能)

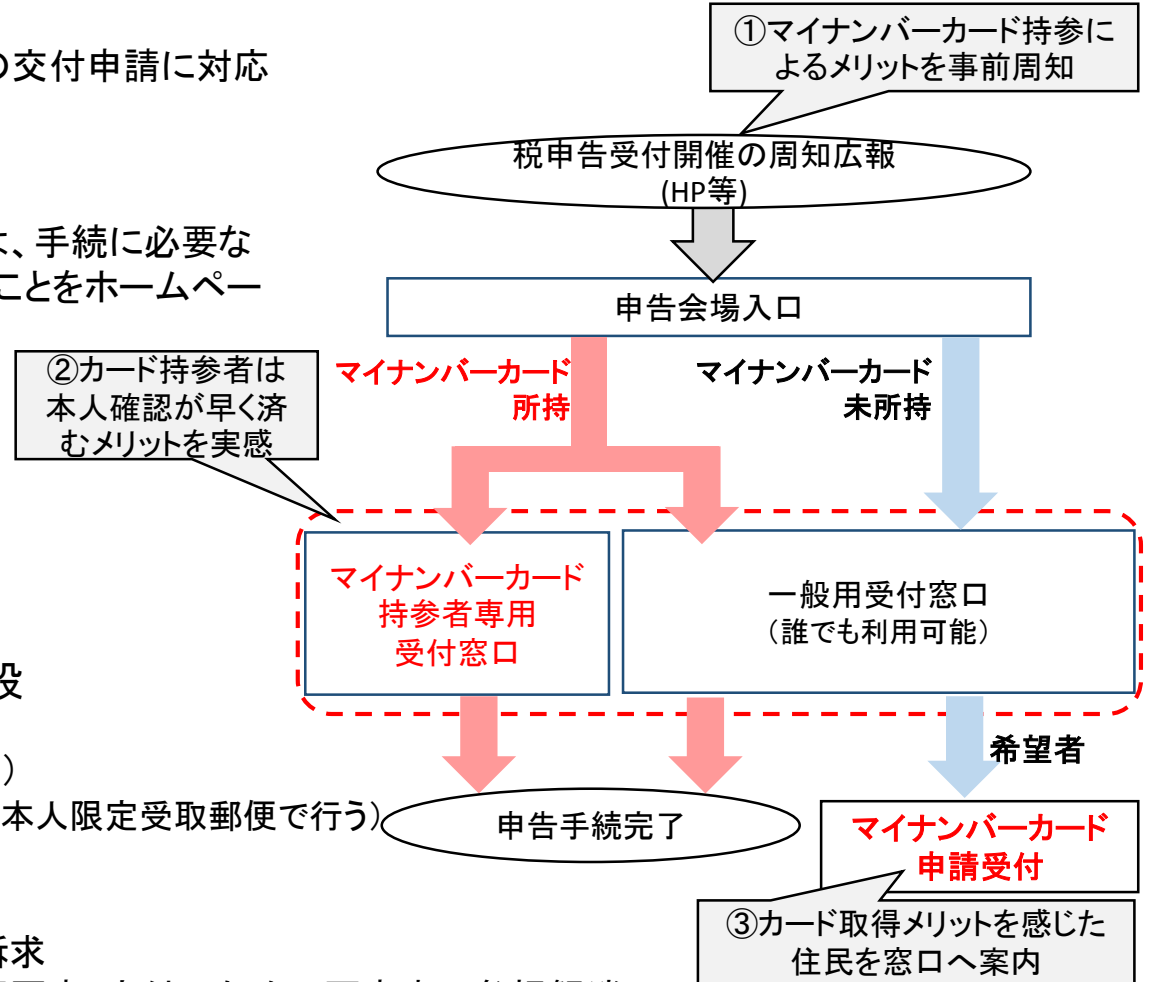
の2通りの受付窓口を設置
(受付状況により、各窓口数は柔軟に対応)

- ③ マイナンバーカード申請窓口の開設

- ・無料写真撮影を実施
- ・申請時来庁方式による申請受付(今後予定)
(本人確認及び通知カード回収を行う⇒交付は本人限定受取郵便で行う)

3. 効果

- ・専用受付窓口の設置により、カード取得への訴求
- ・同会場での申請時来庁受付 ⇒ 住民: 申請用写真・交付のための再来庁の負担解消
職員: 郵送交付により、住民来庁時のカード交付作業負荷を平準化可能



○学生を対象とした学校での申請窓口・交付窓口開設

1. 概要

- アルバイトや各種会員登録等において身分証明書のニーズが高まる専門学校や大学の新入生がターゲット
- 多くの時間を学校その他で過ごす学生は、自宅への郵送によるカード等の交付(受け取り)が難しい場合があるため、大学側に出向いて
 - ①申請受付 及び ②交付窓口 を設置

2. 実施内容

ステップ1: マイナンバー説明会+申請サポート

- ・事前に市から学校側事務局に説明、協力依頼
- ・説明会場でオンライン申請サポートを実施

ステップ2(試行):

① マイナンバー説明会+申請受付

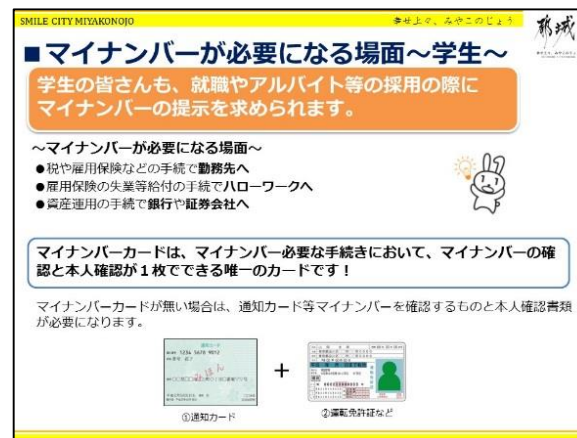
- ・事前に市から学校側事務局に説明、協力依頼
- ・説明会場で申請受付(本人確認及び暗証番号の設定含む)

② 出張交付窓口

- ・カード交付通知書の送付
- ・大学等へ出向き、再度本人確認の上、交付

3. 実績

平成28年11月	A専門学校	7名	ステップ1
平成28年11月	B専門学校	42名	
平成28年12月	C専門学校	19名	
平成28年12月	A大学	16名	
↓			
平成29年12月	D専門学校	12名	ステップ2(試行)



学校の役割

ステップ1

- ・学生への事前周知(チラシ配布)
- ・申請者の把握(リスト化→市に提出)
- ・当日の会場準備

ステップ2(試行)

- ・学生へ交付通知書の到達確認
- ・交付場所の準備
- ・交付時間及び場所の周知

市の役割

ステップ1

- ・学校側への説明
- ・配布資料(チラシ)の作成
- ・申請書の準備
- ・オンライン申請サポート

ステップ2(試行)

- ・カード交付通知書の送付
- ・出張交付窓口の設置

実施合意

他の学校等に対しても引き続き営業活動を継続中
平成30年度も実施を検討中！

○高齢者による高齢者のためのマイナンバーカード取得支援

1 概要

- 主に高齢者を対象とするマイナンバー説明会を開催、希望者には、その場でカードの申請サポートを実施
- 説明会后、各受講者は、マイナンバーカードのサポーターとして、私生活や地域の場等においてカードの取得促進

【犬山市の場合】

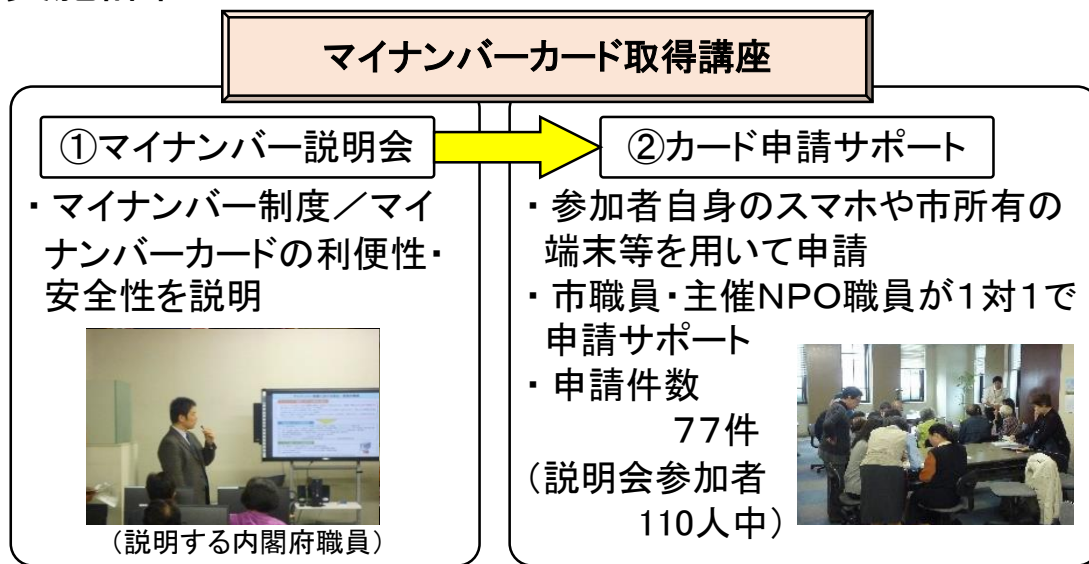
主催：NPOいぬやまe-コミュニティーネットワーク※

対象：同NPOによる高齢者向けICT講習会に参加実績のある住民

※ 民間資格「シニア情報生活アドバイザー資格」（一般財団法人ニューメディア開発協会）を取得した講師が中心となって運営。「シニアがシニアを教える」ICT講習や講師派遣を実施。

同様の団体は、全国に160あり、地域のICTリーダーとして活動するとともにシニアネットワークとして団体相互の連携による全国一体となった活動も展開。

2 実施詳細



⇒ **制度、カードを理解**

⇒ **オンライン申請の操作を習得**

地域でカード取得促進(申請サポート)



3 効果

- 情報ツールに不慣れな高齢者に身近なサポート人材を創出
 - ⇒ ①無関心層の掘り起こし、②申請に心理的なハードルを感じている者の適切なサポートを実現